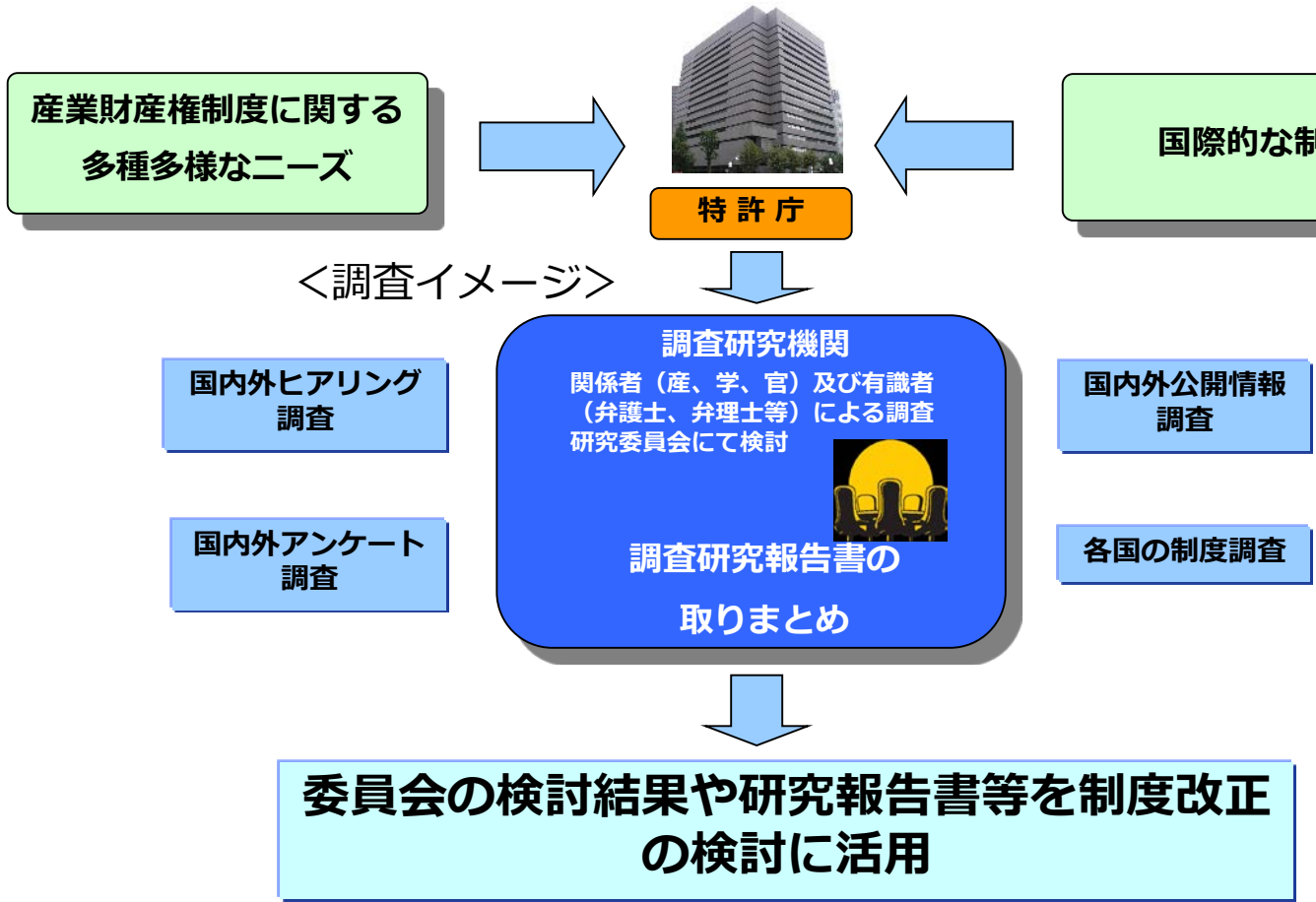


移転登録申請の電子化 について



- 産業財産権制度に関しての企画立案に資するように、法制面や運用面について改正を行う際の基礎資料となる報告書を取りまとめることが目的。
- 調査研究テーマ毎に専門家を交えた研究委員会の開催・国内外公開情報調査・国内外ヒアリング調査・国内外アンケート調査等、調査研究テーマに応じた調査・分析を行う。



<詳細について>
本調査の詳細については、特許庁HP（以下URL記載）に掲載しております。令和元年度研究テーマ一覧「移転登録申請の電子化に関する調査研究報告書」をご参照ください。
URL:<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

<お問い合わせ先>
経済産業省 特許庁 総務部 企画調査課
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL : 03-3581-1101 (内2156)
FAX:03-3580-5741

調査の俯瞰図

背景

我が国政府は、オンライン手続の推進に向けて「IT新戦略の策定に向けた基本方針」等の政府決定に基づき、行政手続のオンライン化推進に向けた取組を進めている。令和元年5月に「デジタル手続法※」が成立し、行政手続のオンライン実施を原則化し、本人確認や手数料納付に関しても原則オンラインで実施することが規定された。

現状書面で行われている移転登録申請手続についても、電子化による手続の合理化及びユーザーの利便性向上に向けた取組を講じることが求められている。

目的

移転登録申請の電子化に関するユーザーニーズ等を調査するとともに、移転手続と類似する手続の電子化を先行して行う事例を調査・分析し、移転登録申請の電子化を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

■ 国内公開情報調査

対象：産業財産権の移転登録申請手続と類似する各種申請手続を行う他の政府機関等の電子申請システムに関する情報

■ 国内アンケート調査

対象：国内企業及び国内特許事務所・弁護士事務所等300者

■ 国内ヒアリング調査

対象：国内企業及び国内特許事務所・弁護士事務所、法務省、日本司法書士連合会等9者

まとめ

- ・ 移転登録申請手続の電子化ニーズはユーザーの立場に依らず9割以上と高い。
- ・ ユーザーの利便性向上及び特許庁の事務処理の軽減を図る上で電子化のメリットは大きく、電子化導入に際しては、システム面、法制面など様々な検討を行っていく必要がある。

※正式名称は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」。本要約版では、「デジタル手続法」と記載する。

- 1. 本調査研究の背景・目的**
- 2. 本調査研究の実施方法**
 - 2.1 国内公開情報調査
 - 2.2 国内アンケート調査
 - 2.3 国内ヒアリング調査
- 3. 電子化に向けた課題等**
- 4. まとめ**

背景

- 令和元年5月に「デジタル手続法」が成立し、行政手続のオンライン実施を原則化し、本人確認や手数料納付に関しても原則オンラインで実施することが規定された。
- 特許法等産業財産権関連法では、移転登録申請手続の際の添付書面として、申請人に対して、原則、書面による各種証明書等の原本の提出を求めている。
- 移転登録申請の登録は、産業財産権の実施（使用）や取引の安全を図るため、正確・迅速に行われる必要があるが、電子化による手続の合理化及びユーザーの利便性向上に向けた取組を講じることが求められている。

目的

本調査では、現状書面で行われている移転登録申請の電子化に関するユーザーニーズ等を調査するとともに、移転手続と類似する手続の電子化を先行して行う法務省等の事例及びシステム化の状況とシステム運用上の課題を調査・分析し、移転登録申請の電子化を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

国内公開情報調査

- 書籍、論文、調査研究報告書及びインターネット情報等を利用して、本調査研究の内容及び政府機関の電子申請システムに関する情報を収集、整理及び分析した。
- 調査対象機関として、産業財産権の移転登録申請手続と類似する各種申請手続を行う他の政府機関等を選定した。
- 各機関における各種申請の電子化の状況及びその実現方法、各機関における法令・規定の整備状況及び電子申請の課題等を調査した結果を機関毎に取りまとめた。

国内アンケート調査

- 国内企業、国内特許事務所、弁護士事務所等300者を対象に、ユーザーニーズ・意見・要望に関する国内アンケート調査を実施した。
- 主な調査項目は「現状の特許庁における移転登録申請手続についての意見・要望」、「特許庁の移転登録申請手続を電子化することに関する意見・要望」等である。

国内ヒアリング調査

- 国内公開情報調査及び国内アンケート調査を踏まえてさらにユーザーニーズを深掘りすることを目的として、国内企業及び国内特許事務所・弁護士事務所、法務省、司法書士連合会等9者に対し、国内ヒアリング調査を実施した。

調査結果の分析・取りまとめ

- 調査結果を踏まえ、ユーザーニーズを整理した上で、移転登録申請の電子化に向けて考えられる導入形態を整理した。

- 書籍、論文、調査研究報告書及びインターネット情報等を利用して、本調査研究の内容及び政府機関の電子申請システムに関する情報を収集、整理及び分析した。調査対象機関として、産業財産権の移転登録申請手続と類似する各種申請手続を行う以下の政府機関等を選定した。
- 各機関における各種申請の電子化の状況及びその実現方法、各機関における法令・規定の整備状況及び電子申請の課題等を調査した結果を機関毎に取りまとめた。

調査対象機関及び電子申請手続

法務省	不動産所有権移転登記
	動産・債権譲渡登記
国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービス
農林水産省	種苗品種登録
国税庁	確定申告

調査内容

手続フロー概要	各機関における申請手続のフローについて整理
電子化の状況	電子申請手続の環境、紙媒体（原本）の提出有無、本人確認の方法、料金の納付（収納）方法、その他申請フォームや入力チェックの有無等を調査
特許庁の移転登録申請手続との対比	特許庁の移転登録申請手続との対比を一覧表で整理

- 先行して電子化が進められている各機関の手續について、主に電子申請手續の環境、紙媒体（原本）の提出必要性有無、本人確認の方法、料金の納付（収納）方法について、電子化の対応状況を調査した結果を以下に整理する。

● 電子申請手續の環境

- 調査した全ての手續は、基本的にシステム又はソフトウェア上での入力が可能となっており、申請時には入力した申請データを送信する形式を採用している。

● 紙媒体（原本）の提出必要性有無

- 不動産所有権移転登記（法務省）など産業財産権同様に財産権移転を伴う手續については手續の特性上、システム上で添付ファイルとしてPDF等の電子ファイルを提出した後、紙媒体（原本）提出が原則必要である。
- 種苗品種登録申請の移転手續については、特許庁と同様に電子化されておらず、紙媒体（原本）の提出が必要。
- 財産権移転を伴わない手續である確定申告（国税庁）などでは、紙媒体（原本）は申請人が手元で一定期間保管することを求めるものの申請時に提出は不要とする手續も存在する。

● 本人確認の方法

- 種苗品種登録申請を除き、マイナンバーカード等による電子署名等により、電子的に本人確認を行っている。

● 料金の納付（収納）方法

- 全ての手續が電子納付に対応している。
- 電子納付の方法としては、歳入金電子納付システム（REPS）等で納付情報を登録した後、インターネットバンキングやATMで納付が可能である。ただし、従前通りの収入印紙または領収書による納付も認められているのが現状である。

各機関における取組状況（その1）

調査項目	産業財産権 移転登録	不動産 所有権移転登記	動産/債権 移転登記	自動車の 所有権移転	種苗品種登録 申請	確定申告（個人）
実施主体	特許庁	法務省	法務省	国土交通省	農林水産省	国税庁
システム名	—	登記・供託オンライン申請システム	登記・供託オンライン申請システム	自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）システム	品種登録電子出願システム	e-Tax（国税電子申告・納税システム）
システム概要	—	不動産、動産、債権等の登記にかかる手続のオンライン申請システム	不動産、動産、債権等の登記にかかる手続のオンライン申請システム	自動車を保有するにあたっての手続（検査登録、保管場所証明申請等）及び税・手数料の納付（検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料等）をインターネット上で一括して行うことを可能としたサービス	品種登録にかかる手続きのオンライン申請システム	国税の申告・申請・納税に係るオンラインサービス
システム特徴	—	以下システムとのデータやり取り ・オンライン登記情報検索サービス ・歳入金電子納付システム	以下システムとのデータやり取り ・歳入金電子納付システム	申請されたデータは、行政機関（警察署、運輸支局等、都道府県税事務所）等のデータやり取りあり	以下システムとのデータやり取り ・歳入金電子納付システム	国税庁側の受付センタ、税務署システム及び納税者側の納税者クライアントの各サブシステムが相互に連携することにより全体として機能
電子申請手続の環境	—	・専用ソフト（申請用総合ソフト）上で申請情報を入力申請 ・供託オンライン申請システムに情報連携	専用ソフト（動産申請データ作成ツール/債権申請データツール、申請人プログラム、申請用総合ソフト）上で申請情報を入力申請し、供託オンライン申請システムに情報連携	・受任者は、自動車保有関係手続のワンストップサービスのホームページから申請内容を入力 ・委任状方式にて、委任者及び受任者の電子署名を付与した委任状を以てシステム上で申請	システム上で申請内容を入力し、農林水産省とのやり取りを経ながら手続を進めることが可能	・作成する申告書を選択し画面の案内に従って作成 ・申告書の作成完了後、e-Taxによりデータにて送信して申請手続完了
根拠法令等	・工業所有権に関する手続等の特例に関する法律、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 他 ・特許登録令、実用新案登録令、意匠登録令、商標登録令、特許登録令施行規則、実用新案登録令施行規則、意匠登録令施行規則、商標登録令施行規則	・不動産登記法 ・不動産登記令 ・不動産登記規則 ・登録免許税法 ・登録免許税法施行規則	・動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例法に関する法律（第7条、第9条、第10条） ・動産・債権譲渡登記令 ・動産・債権譲渡登記規則	・自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律 ・道路運送車両法	・品種登録出願システム利用規約 ・種苗法 ・種苗法施行規則	・国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令 ・所得税法

各機関における取組状況（その2）

調査項目	産業財産権 移転登録	不動産 所有権移転登記	動産/債権 移転登記	自動車の 所有権移転	種苗品種登録 申請	確定申告（個人）
申請情報の 入力	申請書に申請情報を記載 （※システム未対応） （※申請人の押印が必要） （※識別ラベル、識別番号は 利用不可）	システム上での申請情報の 入力が可能	「オンライン申請デー タ作成ツール」、「申 請人プログラム」で申 請データの作成が必要	システム上での申請情報の入 力が可能	システム上での申請情 報の入力が可能	システム上での申請情報の 入力が可能
紙媒体 （原本） 提出の必 要性	原則原本にて受付 （※原則複製物での提出は認 められていないが公証人の証 明で代用可能な場合あり）	申請書類の原本が紙媒体の 場合、オンラインで紙媒体 の電子ファイルを申請後、 原本（紙媒体）を管轄登記 所に提出する必要あり	—	審査時に必要となる書類につ いては、提出する必要あり	願書と共に提出する資 料（PDF）をアップ ロード可能	e-Taxソフト等で作成でき ない書類については、別途 提出が必要 （※個人の場合、証跡の提 出が省略されているものあ り）
電子的な 本人確認 方法	—	電子手続のためには所定の 電子証明書による本人確認 が必要 （※代理人である司法書士 が電子手続する場合には資 格確認を含む電子証明書で 本人確認が必要）	電子手続のためには所 定の電子証明書による 本人確認が必要	ユーザー情報登録の際に、自 署又は記名押印した書類の提 出が必要 （※ID及びパスワードが発 行） （※納付利用者ID及び一括 利用者IDのパスワードの有 効期間あり）	「ID・パスワード発行 申請書」に住所氏名、 メールアドレス、法人 番号等を記載し、農林 水産省宛に郵送又は持 参し、発行されたID・ パスワードにてシス テムにログイン （※個人による申請で 氏名を自筆する場合は 押印を省略可能）	事前登録によるID/PWに よる方法とマイナンバー カード等による所定の電子 証明書による方法が可能
料金の納 付（収納） 方法	現金もしくは収入印紙による 納付が可能 （※電子的な納付手段には未 対応）	インターネットバンキング やATM等による電子的な納 付が可能 収入印紙での納付も可能	インターネットバンキ ングやATM等による電 子的な納付が可能 収入印紙での納付も可 能	インターネットバンキングも しくはATMによる納付が可 能	Pay-easyで電子納付が 可能	口座振替、インターネット バンキング、クレジット カード納付等による納付が 可能

- 移転登録申請を行った国内企業、国内特許事務所、弁護士事務所等300者を対象に、ユーザーニーズ・意見・要望に関する国内アンケート調査を実施した。
- 主な調査項目は、「現状の特許庁における移転登録申請手続についての意見・要望」、「特許庁の移転登録申請手続を電子化することに関する意見・要望」等である。

調査内容

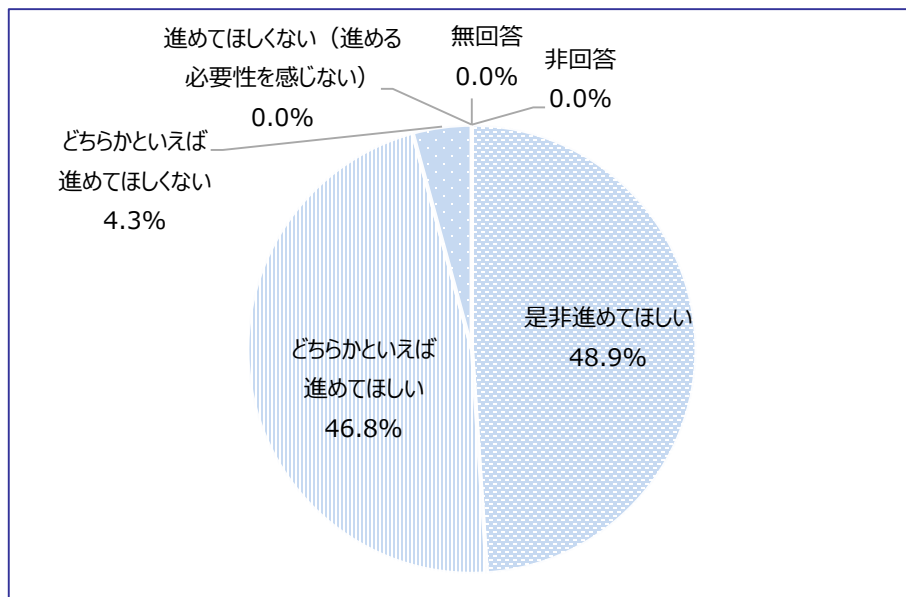
調査期間	令和元年11月14日～12月5日
調査対象	全体300者、申請人100者、代理人200者
調査方法	郵送調査（回答は紙回答／Web回答の選択式）
送付数	全体177者、申請人47者、代理人130者
回答数	全体 59%、申請人47%、代理人65%

主な調査項目

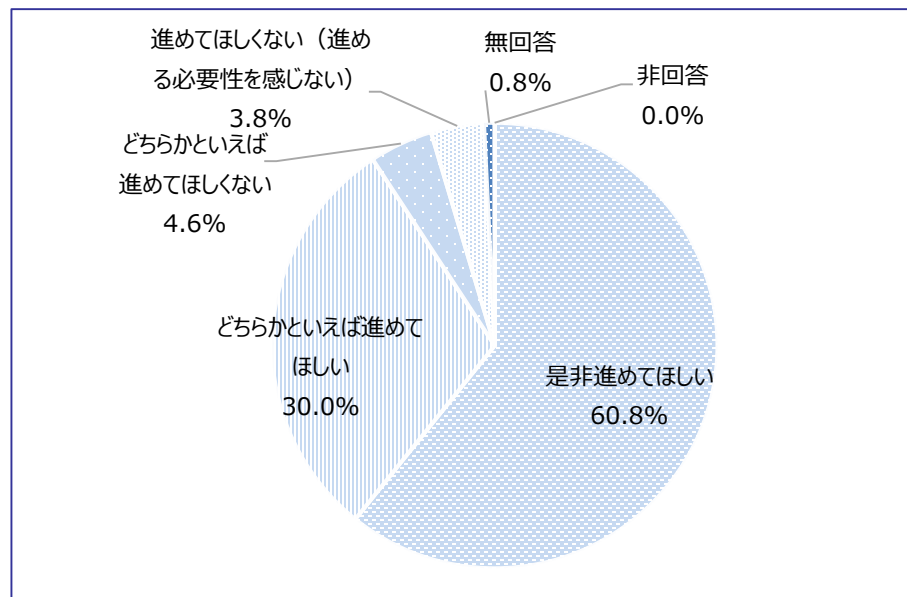
- 現状の移転登録申請手続について
- 移転登録申請の電子化について
- 申請書類の書面申請について
- 電子納付について

- 移転登録申請手続の電子化を検討することに関して、「是非進めて欲しい」と「どちらかといえば進めてほしい」を併せると、申請人（95.7%）、代理人（90.8%）といずれも9割超の者が電子化を進めて欲しい旨の回答であった。（設問7）

申請人



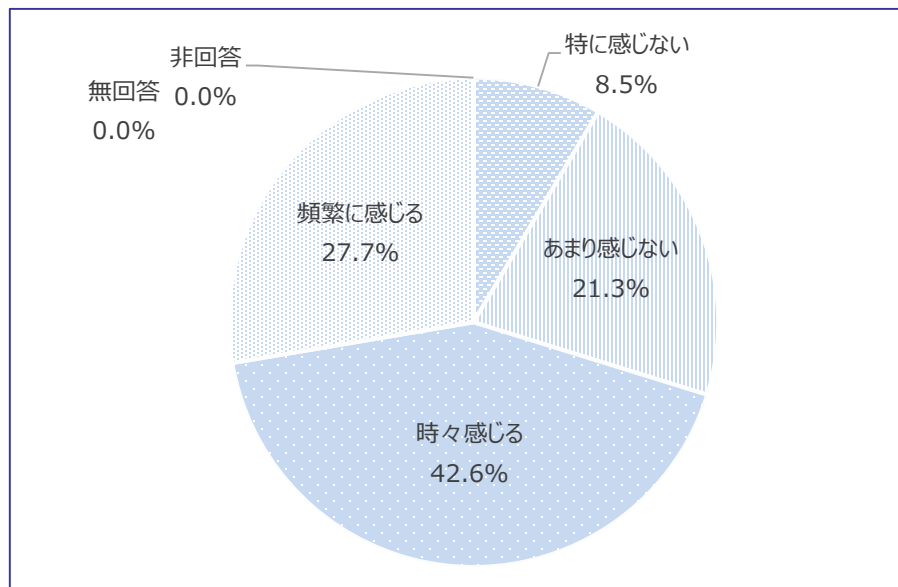
代理人



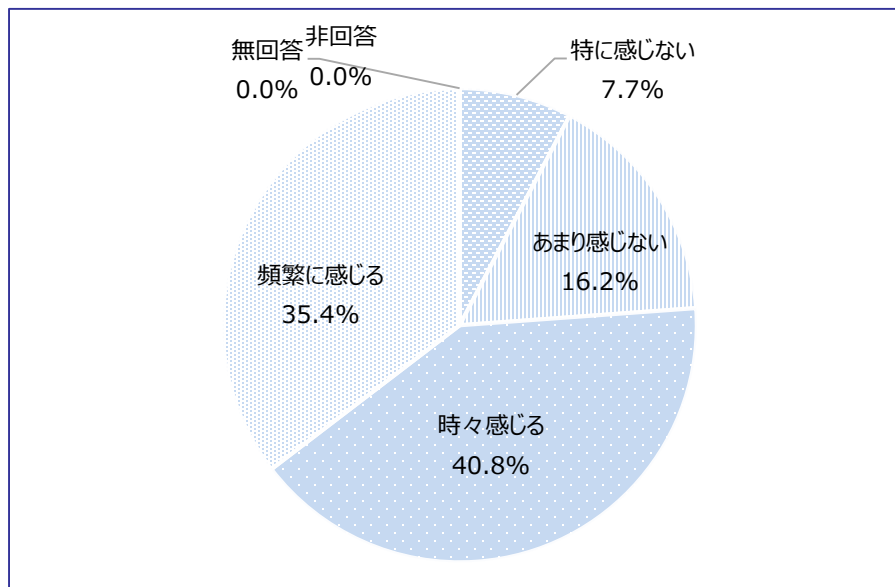
➤ 申請人・代理人ともに、高い電子化ニーズがあることが明らかとなった。

- 申請人・代理人ともに、現状の「紙（書面）」による移転登録申請に不都合を感じる割合は「頻繁に感じる」と「時々感じる」を併せた回答が約7割を占めた。（設問4）

申請人



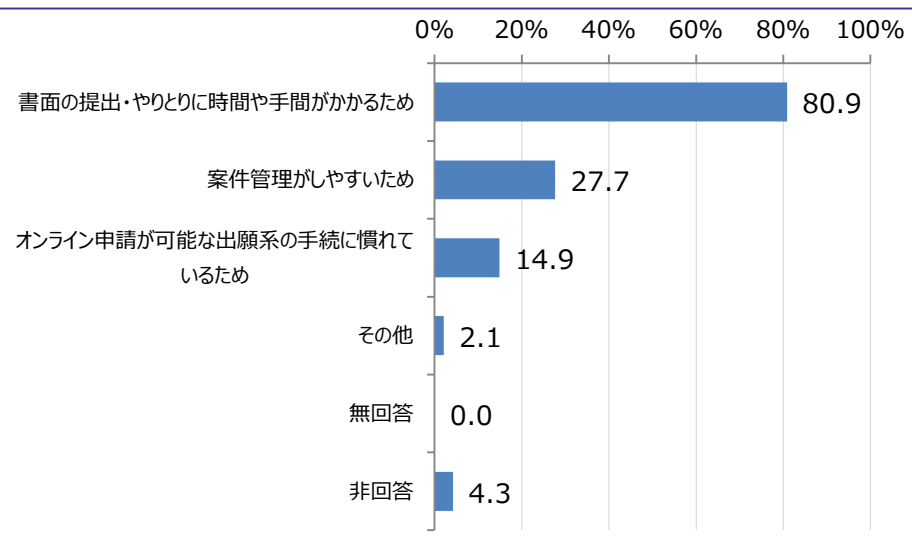
代理人



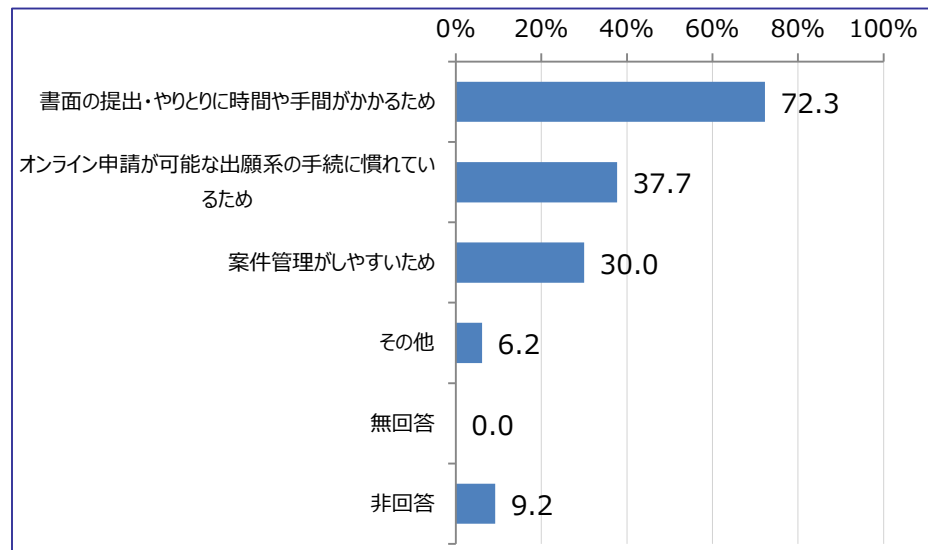
- 申請人・代理人の立場の違いに依らず、手続を行う多くの者が現状の移転登録申請手続に何らかの不都合を感じていることが現状である。
- 「不都合を感じる割合」は申請人より代理人がより高く、添付書類等を依頼者から取り寄せる処理が代理人の方が多く発生することに起因すると考えられる。

- 移転登録申請手続の電子化を進めてほしい理由として最も多くを占めたのは、申請人、代理人ともに「書面の提出・やりとりに時間や手間がかかるため」であった。（設問7a）

申請人



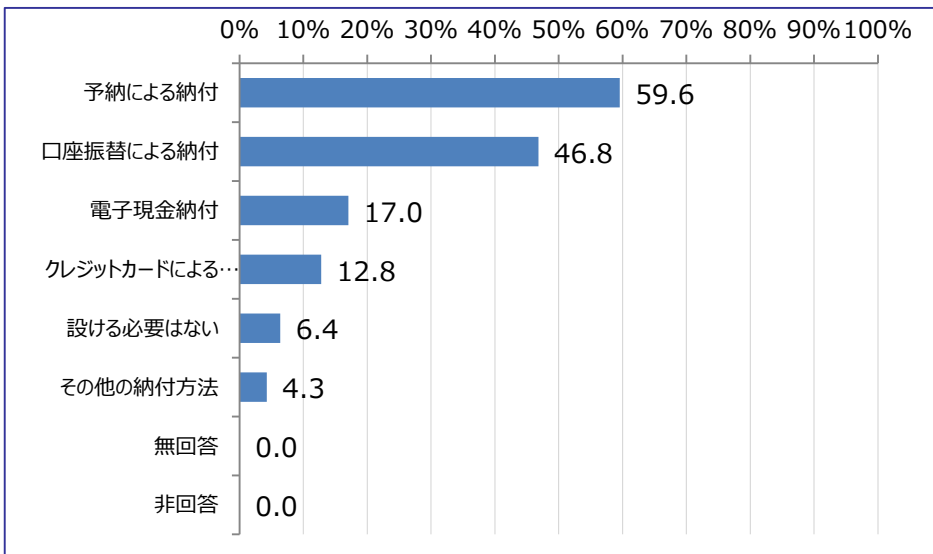
代理人



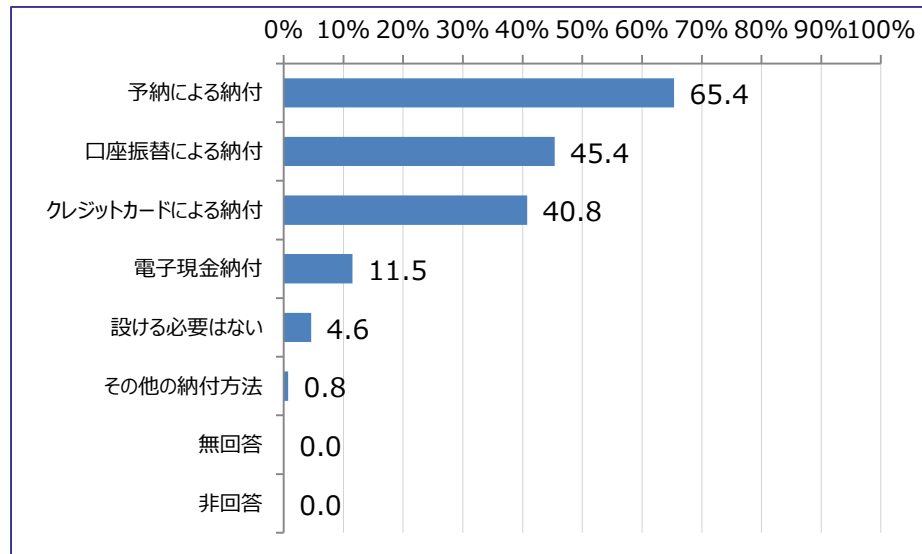
➤ 申請人・代理人ともに、電子化による手続の合理化・効率化を求めていることが明らかとなった。

- 収入印紙貼付又は税務署への現金納付以外で希望する納付方法は、申請人・代理人ともに、予納及び口座振替の希望が高い点は共通しているものの、申請人は電子現金納付を希望する割合が次いで高いのに対し、代理人はクレジットカードによる納付を希望する割合が次いで高い。
(設問8)

申請人



代理人



- 現状の出願手続における納付手段と同様、多くの納付手段を選択可能とすることが、ユーザーにとって利便性が高いと考えられる。

- 国内公開情報調査及び国内アンケート調査を踏まえてさらにユーザーニーズを深掘りすることを目的として、国内企業及び国内特許事務所・弁護士事務所、法務省、司法書士連合会等9者に対し、国内ヒアリング調査を実施した。

調査内容

調査期間	令和2年1月～2月
調査対象	実施数：9者 官公庁等：法務省、司法書士連合会 申請人：国内企業 2者 代理人：国内特許事務所・弁護士事務所 5者

主なヒアリング項目

- 移転登録申請手続を行う担当者について
- 書面の原本性について
- 料金納付の方法について
- 本人確認の方法について
- 電子化のメリット・デメリット
- その他手続について

2.3 国内ヒアリング調査 – 調査結果 –

- 国内ヒアリング調査を申請人または代理人等に行った結果を項目別に以下に整理する。
- 電子化を希望する前向きな意見が多いが、電子化にあたっては総合的に判断する必要がある旨の意見も複数者からあった。

項目	ヒアリング調査結果概要
移転登録申請手続を行う担当者	<ul style="list-style-type: none"> ● 代理人（特許事務所や法律事務所）では、弁理士と事務担当者が共同して手続を行うケースが多い。また、申請人（企業）では、知的財産部等の少数の担当者が行うケースが多い。申請人/代理人ともに移転登録申請の担当になった後に、業務を通じて手続実務を習得するケースが多い。
書面の原本性	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請人/代理人ともに、書類の電子化対応についてはヒアリングしたほぼ全ての者から前向きな意見が多い。ただし、書面の原本提出の選択肢を残しておく必要性を感じている者も多い。 ● 特に、代理人からは、原本の保管コスト（物理的な管理スペース確保や提出期限管理に関するコスト）を気にする意見が多い。
料金納付	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の電子出願手続で用いている手段を以て、移転登録申請手続を行いたい旨の要望が多い。特に、予納口座を用いている者は、残金管理や返金処理等の経理管理の利点から、移転登録申請手続においても予納口座に相当する口座を使いたい旨の要望が多くあった。 ● また、納付手段はいくつか選択できることが望ましい旨の意見が多くあった。
本人確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に、代理人からは、個人のマイナンバー情報を扱うことはリスクになるため避けたい旨の回答が多くあった。 ● 本人確認の手段としては、現状の電子出願ソフトで用いられている電子証明書の利用を移転登録申請手続でも利用したい旨の要望があった。
電子化のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請人/代理人ともに、特に、原本提出及び印紙による納付の工数及びコストが減ることを歓迎する意見が多くあった。特に、書類が電子化することに伴い、移転登録申請手続を特許庁に申請するまでの期間が短縮されることをメリットとして捉える声が挙がった。
電子化のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● なりすまし、書類改ざんのリスクが存在することを指摘する意見があった。
その他手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 移転登録申請手続を行う際は、現状の電子出願手続との整合性を取ってほしい旨の意見が複数者からあった。理由は、出願手続と移転登録申請手続で申請書の様式等が異なることが担当者の事務や教育負担の増加につながっている現状があるためである。

3. 電子化に向けた課題等

- 各調査を踏まえ、電子化における採用し得る導入形態、メリット・デメリット等を項目別に一覧表で整理した結果を以下に示す。

書面の原本性に関する整理 (その1) (◎：特に重要、○：重要、△：やや重要)

項目	現行の移転登録申請 手続	現行の移転登録申請手続 に関する ユーザーニーズ、課題	電子化における 採用し得る 導入形態	電子化における メリット・デメリット		電子化における採用し得る導入形態に 対する課題及び検討事項		先行して電子化が 進む行政機関等の 導入例
				特許庁	ユーザー	特許庁	ユーザー	
書面の 原本性	各種添付書類 (例：譲渡証書、 設定契約証書 等)は原本提出 が原則必須	◎：書類原本の入手に手間と時間がかかり手続を円滑に進められないケースがある。特に、在外者から原本提出の必要性の理解を得ることの困難性あり ◎：書類原本の管理コスト（物理的な管理スペース確保、期限管理）要 △：書類原本を郵送する際に紛失リスクあり △：現状の出願手続において、電子化に対応していない出願人または代理人も存在 △：申請日をいち早く確保するケースも存在	・各種添付書類の提出を原本/電子ファイルとも原則提出不要とし、止むを得ないケースのみ原本/電子ファイルの提出	(メリット) ◎：書類を特許庁内で電子化する 負荷軽減	(メリット) ◎：申請労力の 軽減	・書類や印鑑の 真性確認が困難な ケース対応検討 ・電子出願シス テム等の現行シス テムの活用検討 ・手続を行った ユーザーに対し、 提示を求める期間 を設定するなどし、 ユーザーの管理負 担を軽減する措置 の検討	・書類や印鑑の 真性確認が困難な ケース対応検討 ・不当な手続が 第三者になされる リスク対応検討	・国税庁（確定申 告手続）
				(デメリット) ◎：法改正の 検討 ◎：真正確認が 困難	(デメリット) ◎：第三者のなり すましによる混乱 の増加懸念 ○：原本保管コス トの発生			
				(メリット) ○：書類を電子 化する労力軽減	(メリット) ○：申請労力軽減	・書類や印鑑の 真性確認が困難な ケース対応検討 ・PDF等電子 ファイルの解像度 等の基準を定める ことの要否の検討	・大型書類など 電子化が困難な書 類が存在する場合、 電子ファイル以外 の代替手段がなく なることの是非検 討 ・電子化に伴い、 添付書類の電子化 や本人確認の代行 が必要な場合、代 理人の負荷増加に 対する検討	・法務省（不動産 所有権移転登記手 続）
(デメリット) ◎：法改正の 検討 ◎：真正確認が 困難	(デメリット) ◎：第三者のなり すましによる混乱 の増加懸念							

3. 電子化に向けた課題等

- 各調査を踏まえ、電子化における採用し得る導入形態、メリット・デメリット等を項目別に一覧表で整理した結果を以下に示す。

書面の原本性に関する整理 (その2) (◎：特に重要、○：重要、△：やや重要)

項目	現行の 移転登録申請 手続	現行の移転登録申請手続 に関する ユーザーニーズ、課題	電子化における 採用し得る 導入形態	電子化における メリット・デメリット		電子化における採用し得る導入形態 に対する課題及び検討事項		先行して電子化 が進む行政機関等 の 導入例
				特許庁	ユーザー	特許庁	ユーザー	
書面の 原本性	各種添付書類 (例、譲渡証書、 設定契約証書 等)は原本提出 が原則必須	<ul style="list-style-type: none"> ◎：書類原本の入手に手間と時間がかかり手続を円滑に進められないケースがある。特に、在外者から原本提出の必要性の理解を得ることの困難性 ◎：書類原本の管理コスト(物理的な管理スペース確保、期限管理)要 △：書類原本を郵送する際に紛失リスクあり △：現状の出願手続において、電子化に対応していない出願人または代理人も存在 △：申請日をいち早く確保するケースも存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種添付書類の提出をPDF等の電子ファイルまたは紙書面の提出を選択可能 	(メリット) <ul style="list-style-type: none"> ○：電子ファイルに置き換わることで、庁内での紙から電子化する処理の負荷が軽減 	(メリット) <ul style="list-style-type: none"> ◎：書類に応じて電子ファイル、紙書面の使い分けが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の出願手続同様、原本提出の場合にデータエントリー料徴取の検討 ・電子ファイル提出(オンライン)と原本提出(郵送)の場合で受理日を申請日とすると両者で差が生じる点に留意する必要あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー側で原本を手元で保管する管理コスト軽減検討 	—
				(デメリット) <ul style="list-style-type: none"> △：審査処理が煩雑になる可能性あり 	(デメリット) <ul style="list-style-type: none"> ○：書類に応じて電子ファイルと紙書面を使い分けると運用になると事務処理の負荷が増加するおそれあり 			
				<ul style="list-style-type: none"> ・各種添付書類の提出をPDF等の電子ファイルによる提出後、追って原本(紙書面)提出を義務付け 	(メリット) <ul style="list-style-type: none"> ○：書類の申請確認を念入りに実施可能 △：電子ファイルで先行して審査手続実施可能 			
(デメリット) <ul style="list-style-type: none"> ◎：電子ファイルと紙書面の同一性確認の負荷が増加 	(デメリット) <ul style="list-style-type: none"> ◎：提出が複数回となり、申請手通と期間管理の負荷増加 							
<ul style="list-style-type: none"> ・省庁間にてデータの受け渡しを行うシステム導入 	(メリット) <ul style="list-style-type: none"> ○：システム確認のため、審査負荷が軽減 	(メリット) <ul style="list-style-type: none"> ◎：申請時の負荷が軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル手続法に基づく関係省庁の実施計画にあわせ、特許庁と関係省庁間とのデータの受け渡しをするシステムの構築や法令改正等の検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認不足による補正指令や手続却下処分が増加する可能性の対応 	—			
(デメリット) <ul style="list-style-type: none"> △：システムに障害等が発生した場合、審査処理が滞るおそれあり 	(デメリット) <ul style="list-style-type: none"> △：申請時にユーザー側で確認できなければ手続不備になる可能性あり 							

3. 電子化に向けた課題等

- 各調査を踏まえ、電子化における採用し得る導入形態、メリット・デメリット等を項目別の一覧表で整理した結果を以下に示す。

料金納付に関する整理（その1）

（◎：特に重要、○：重要、△：やや重要）

項目	現行の移転登録申請 手続	現行の移転登録申請手続 に関する ユーザーニーズ、課題	電子化におけ る採用し得る 導入形態	電子化における メリット・デメリット		電子化における採用し得る導入形 態に対する課題及び検討事項		先行して電子化 が進む行政機関等 の導入例	
				特許庁	ユーザー	特許庁	ユーザー		
料金 納付	現状の納付手段 は収入印紙貼付又 は税務署への現金 納付の2通り	◎：印紙や現金の管理に組織内 部の管理工数発生 ◎：予納口座は明細が電子デー タで得られるため経理処理 が円滑に行える。出願案件 と登録案件を予納口座に一 本化できると管理コストが 軽減 ○：多額の収入印紙を確保す ることや収入印紙の添付作業 に労力要	・予納口座から の引き落とし (出願手続と移 転登録の口座を 統一)	(メリット) ○：収入印紙額 の確認が不要	(メリット) ◎：経理処理の負 荷が他手続に比べ て円滑に実施可能 ◎：現行の出願手 続との一元管理が 可能	・出願と移転登 録では、会計基準 が異なるため、登 録案件で予納口座 を用いるには関連 する法令改正の検 討	・出願手続と の関連を踏ま え、ユーザー の手続負荷と 経費管理負荷 をいかに軽減 するか検討	—	
				(デメリット) ◎：法改正要	(デメリット) —				
			・予納口座から の引き落とし (出願手続と移 転登録の口座を 分ける)	(メリット) ◎：法改正なく 対応できる可能性 あり	(メリット) ◎：経理処理の負 荷が他手続に比べ て円滑に実施可能	・複数口座を管 理する管理工数の 検討	—		
				(デメリット) ○：特許庁内の システム維持費用 が増加可能性あり	(デメリット) ○：現行の出願手 続との一元管理が 負荷				
			・口座振替に よる納付	(メリット) ○：収入印紙額 の確認が不要	(メリット) ◎：現行の出願手 続でも対応してお り、手続に習熟し ているユーザーは 利便性大	・移転登録申請 手続における料金 支払いを口座振替 に対応させるシス テム構築の検討			・特許庁（電子 出願手続）
				(デメリット) ○：特許庁内の システム維持費用、 が増加可能性あり	(デメリット) —				

3. 電子化に向けた課題等

- 各調査を踏まえ、電子化における採用し得る導入形態、メリット・デメリット等を項目別に一覧表で整理した結果を以下に示す。

料金納付に関する整理（その2）

（◎：特に重要、○：重要、△：やや重要）

項目	現行の移転登録申請 手続	現行の移転登録申請手続 に関する ユーザーニーズ、課題	電子化における採 用し得る 導入形態	電子化における メリット・デメリット		電子化における採用し得る導入形態 に対する課題及び検討事項		先行して電子化 が進む行政機関 等の導入例
				特許庁	ユーザー	特許庁	ユーザー	
料金 納付	現状の納付手段 は収入印紙貼付又 は税務署への現金 納付の2通り	◎：印紙や現金の管理に組織内 部の管理工数発生 ◎：予納口座は明細が電子デー タで得られるため経理処理 が円滑に行える。出願案件 と登録案件を予納口座に一 本化できると管理コストが 軽減 ○：多額の収入印紙を確保す ることや収入印紙の添付作業 に労力要	・クレジットカード による納付	(メリット) —	(メリット) ○：支払手段の多 様性確保	・手数料負担を ユーザー、特許庁 のいずれにするか 検討	・クレジット カードの認証作 業が1件ごとに 必要になる等、 ユーザー負荷を いかに軽減する か検討	・特許庁（電子 出願手続）
				(デメリット) —	(デメリット) ○：認証作業が負 担になる可能性あ り △：手数料負担が ユーザー側になる 可能性あり			
			・歳入金電子納付 システム（REPS） と連携したイン ターネットバンキ ングやATMから手 続ごとに納付	(メリット) —	(メリット) ○：支払手段の多 様性確保	・手数料負担を ユーザー、特許庁 のいずれにするか 検討	・納付にあ たつての認証に 係るユーザー負 荷等をいかに軽 減するか検討	・特許庁（電子 出願手続） ・農林水産省 （種苗品種登録 手続）
				(デメリット) —	(デメリット) ○：手数料負担が ユーザー側になる 可能性あり			
			・電子マネーによ る納付	(メリット) —	(メリット) ○：支払手段の多 様性確保	・電子マネーに ついてシステム 対応を検討し、初 期的には実証実験 のような形で試行 的な導入を検討	・電子マネー 支払いの利用経 験がないユー ザーに対してい かに信頼性を担 保するか検討	・各自治体、国 立国会図書館等 （各種料金支払 手続）
				(デメリット) —	(デメリット) ○：手数料負担が ユーザー側になる 可能性あり			

3. 電子化に向けた課題等

- 各調査を踏まえ、電子化における採用し得る導入形態、メリット・デメリット等を項目別に一覧表で整理した結果を以下に示す。

本人確認に関する整理（その1）

（◎：特に重要、○：重要、△：やや重要）

項目	現行の移転登録申請手続	現行の移転登録申請手続に関するユーザーニーズ、課題	電子化における採用し得る導入形態	電子化におけるメリット・デメリット		電子化における採用し得る導入形態に対する課題及び検討事項		先行して電子化が進む行政機関等の導入例	
				特許庁	ユーザー	特許庁	ユーザー		
本人確認	住所、氏名を申請書に記載（※権利設定後の表示変更・移転登録申請等は識別ラベルが使用不可。識別番号の記載による住所の省略不可）	○：申請書に現在登録原簿に登録されている情報を記載するため、最新の登録原簿確認に手間と費用要 △：申請人が在外者（日本国内に住所・居所、法人にあっては営業所を有しない）の場合、代理人により手続する必要あり	・業務改革（BPR）検討の上、本人確認を省略	(メリット) ○：本人確認の審査負担軽減	(メリット) ○：本人確認に伴う申請時の負担軽減	・デジタル化を念頭に入れて事務手続の事務フローを抜本的に見直し、本人確認の必要性を検討	・申請者の第三者のなりすまし懸念をいかに払拭するか検討	—	
				(デメリット) △：手続性質上、業務改革で対応しきれられる可能性低	(デメリット) ◎：第三者のなりすまし懸念あり				
			・オンラインでID・パスワードを割り当てたアカウントにより認証	(メリット) ○：他システムとの連携が不要	(メリット) △：簡易に手続可能	・申請者の第三者のなりすまし懸念の払しょく方法を検討	—		・国土交通省（自動車保有関係手続のワンストップサービス手続） ・農林水産省（種苗品種登録申請） ・国税庁（確定申告手続）
				(デメリット) ○：対面での身元確認は負担が大きい ◎：ID・パスワードの流出対策が必要	(デメリット) ◎：対面での身元確認が課された場合、地方在住者や在外者にとって不利 ◎：ID・パスワードの流出による第三者のなりすまし懸念				
			・電子証明書による認証	(メリット) ○：現行の電子出願手続で導入実績がある方法なので、円滑な導入が可能	(メリット) ◎：現行の電子出願手続で慣れているため、円滑に実施可能	・電子証明書の効力が及ぶ範囲が明確でなく、電子証明を他の用途でも使ってしまう危険があるため、利用用途を制限した電子証明の利用を検討	・出願手続で電子出願を行っていない者への対応検討		・特許庁（電子出願手続）
				(デメリット) —	(デメリット) △：電子証明書の取得など負担が増加する可能性あり				

3. 電子化に向けた課題等

- 各調査を踏まえ、電子化における採用し得る導入形態、メリット・デメリット等を項目別に一覧表で整理した結果を以下に示す。

本人確認に関する整理（その2）

（◎：特に重要、○：重要、△：やや重要）

項目	現行の移転登録申請手続	現行の移転登録申請手続に関するユーザーニーズ、課題	電子化における採用し得る導入形態	電子化におけるメリット・デメリット		電子化における採用し得る導入形態に対する課題及び検討事項		先行して電子化が進む行政機関等の導入例
				特許庁	ユーザー	特許庁	ユーザー	
本人確認	住所、氏名を申請書に記載（※権利設定後の表示変更・移転登録申請等は識別ラベルが使用不可。識別番号の記載による住所の省略不可）	○：申請書に現在登録原簿に登録されている情報を記載するため、最新の登録原簿確認に手間と費用要 △：申請人が在外者（日本国内に住所・居所、法人にあっては営業所を有しない）の場合、代理人により手続する必要あり	・マイナンバーカードの公的個人認証サービスの活用	（メリット） ○：他行政機関でも導入実績があり、円滑な導入が可能	（メリット） ○：他行政機関でも導入実績があり、信頼性あり	・特許庁側のシステムをマイナンバー連携に対応させる必要性検討 ・マイナンバーの制度的理解を正しくユーザーに理解する取組を併せて実施することの検討	・マイナンバー情報、情報の取り扱いがユーザー（特に代理人）の負荷に対する検討	・法務省（不動産所有権移転登記手続） ・国税庁（確定申告手続）
				（デメリット） △：他システムとの連携含めシステム構築が大規模になるおそれあり	（デメリット） ◎：マイナンバー情報の管理が負担			
			・法人共通認証基盤における多要素認証、単要素認証の機能の利用	（メリット） ○：他行政機関でも導入実績があり、円滑な導入が可能	（メリット） ○：他行政機関でも導入実績があり、信頼性あり	・個人への対応検討	・国税庁法人番号公表サイトで商号、所在地及び法人番号を確認し、法人等代表者の押印及び印鑑証明書等の郵送による身元確認でアカウントを作成する手間を要することへの検討	・法務省（不動産所有権移転登記手続） ・国税庁（確定申告手続）
				（デメリット） △：他システムとの連携含めシステム構築が大規模になるおそれあり	（デメリット） △：アカウント作成時に身元確認に手間を要するおそれあり			

3. 電子化に向けた課題等

- 各調査を踏まえ、電子化における採用し得る導入形態、メリット・デメリット等を項目別に一覧表で整理した結果を以下に示す。

その他手続面に関する整理

(◎：特に重要、○：重要、△：やや重要)

項目	現行の移転登録申請手続	現行の移転登録申請手続に関するユーザーニーズ、課題	電子化における採用し得る導入形態	電子化におけるメリット・デメリット		電子化における採用し得る導入形態に対する課題及び検討事項		先行して電子化が進む行政機関等の導入例
				特許庁	ユーザー	特許庁	ユーザー	
その他手続面	<ul style="list-style-type: none"> ・1申請あたり99件の上限の下、同一目的の案件を一括申請 ・大量申請を行う際は特許庁登録室との事前調整を適宜実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎：大量案件の移転登録申請を行う際、1申請99件の上限があるため、100件以上を一括申請不可 ○：大量の収入印紙を購入し、貼る作業に工数要 ○：併合申請では、1件でも瑕疵があると全件却下対象となるおそれあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・併合申請に対応し、1件あたりの申請上限件数を100件以上/上限件数なしへ対応 ・収入印紙による納付でなく電子納付に対応 ・併合申請で瑕疵がある場合、瑕疵がある案件のみ個別対応 	(メリット) ○：印紙確認の負荷軽減 ○：併合申請であっても瑕疵のある案件に個別対応の負荷軽減	(メリット) ◎：申請を複数回繰り返す必要がなくなり負荷軽減 ◎印紙購入・管理に関する負荷軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・併合申請が電子申請された場合のシステムを構築する必要性等を検討 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省（自動車保有関係手続のワンストップサービス手続）
				(デメリット) ○：多数の申請が一度になされると、特許庁内での手続に遅れが生じる可能性あり	(デメリット) △：何百件等の数案件をまとめて申請する際、料金や手続に対する心理的負荷増加			
				(メリット) ○：申請時の入力誤りが軽減されることにより審査負荷が軽減	(メリット) ◎：移転登録申請手続を行う者の負荷が減り、対応可能な者が増加			
その他手続面	<ul style="list-style-type: none"> 出願案件と登録案件で申請様式が不一致 	<ul style="list-style-type: none"> ○：担当者の育成状況によって、出願案件は対応可能なものの、登録中案件は対応不可といった状況が生じるおそれあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の電子出願システムにおける様式と整合させたシステム構築 	(メリット) ○：申請時の入力誤りが軽減されることにより審査負荷が軽減	(メリット) ◎：移転登録申請手続を行う者の負荷が減り、対応可能な者が増加	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記（法務省）の様式と相違するため、関係省庁との協議検討 	—	—
				(デメリット) ◎：法改正の検討要 ○：様式の統合がどこまで可能か要検討	(デメリット) △：現行の移転登録申請に慣れている者は当初混乱が生じる可能性あり			
				(メリット) ○：申請時の入力誤りが減少し、審査負荷軽減	(メリット) ◎申請時に入力負荷・入力誤りが軽減			
その他手続面	<ul style="list-style-type: none"> ○：登録案件は、電子フォーマットがないため形式的な誤りがある状態で申請されるおそれあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・形式チェックを行うシステム導入 	(メリット) ○：申請時の入力誤りが減少し、審査負荷軽減	(メリット) ◎申請時に入力負荷・入力誤りが軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・形式チェックや入力項目の漏れ等確認を自動化するための電子出願システム等の改修検討 ・システムチェックの対象項目を検討 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省（不動産所有権移転登記手続） 	
			—	—				

調査結果

- 国内アンケート調査において、全体として9割以上のユーザーが移転申請手続の電子化を希望しており、移転登録申請のより高い利便性向上を期待するニーズが確認にできた。
- 特に、紙書面（原本）提出に関する負担軽減、電子納付手段の導入、本人確認の電子化及び、併合申請の維持等に関しては、今後のユーザーの利便性向上に向けた検討の余地が多くの観点で存在する。
- 更に、申請手続、書式及び料金納付の方法等において、可能な限り現行の電子出願手続と整合性を取って欲しいとのニーズもあった。



今後

- システム構築にあたっては、先行して電子化が進む法務省等の行政機関や民間企業の取組等も参考にしつつ、電子申請の利用促進や利便性向上の実現に適したシステム方式やセキュリティ、費用対効果などの検討が求められる。
- システム構築のみならず法改正の検討も要する。法改正の面では、特許庁の所管法令の他に、法務省等の関係省庁等に及ぶことが考えられるため、連携した検討が必要となる。また、添付書類の省略や本人確認の方法については、「デジタル手続法」との関連も念頭に置く必要がある。
- 総じて、移転登録申請手続に関し、課題はあるもののユーザーの負担及び特許庁の事務処理の負担を軽減する上で電子化のメリットは大きく、移転登録申請手続の電子化に向けた検討を前に進めることの必要性が本調査を通じて明確になった。

禁無断転載

令和元年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
移転登録申請の電子化について
(要約版)
令和2年3月

請負先
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9
JA共済ビル10階

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。